

公共調達適正化について(平成18年8月25日財計第2017号)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

【令和5年度分】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約職等の氏名及びその所属する組織等の所在地 | 契約締結日 | 契約相手方の氏名及び住所 | 随意契約理由 | 予定価格(税込み) | 契約金額(税込み) | 落札率 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|------------------------|--|------------------|--------------------------------------|--|-----------|--------------|-----|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | 応札・応募者数 | |
| 令和5年度 格付取得契約 | 理事長代理 勝又 正秀 神奈川県横浜市 西区高島1-1-2 | R5.4.1 | ムーディーズ・ジャパン株式会社 | 同一の格付会社から継続的に取得し指標の連続性を保つことが必要であるため。 (契約事務取扱規程第22条第1号に該当) | — | 6,545,000 円 | — | — | — | — | — |
| 令和5年度 格付取得契約 | 理事長代理 勝又 正秀 神奈川県横浜市 西区高島1-1-2 | R5.4.1 | 株式会社格付投資情報センター | 同一の格付会社から継続的に取得し指標の連続性を保つことが必要であるため。 (契約事務取扱規程第22条第1号に該当) | — | 6,600,000 円 | — | — | — | — | — |
| 貸室賃貸借契約(横浜) | 理事長代理 勝又 正秀 神奈川県横浜市 西区高島1-1-2 | H26.9.9 (継続) | 三井不動産株式会社 東京都中央区日本橋室町2-1-1 | 随意契約(特命随意契約) 必要面積、費用(賃料、移転料等)、設備、利便性等に関し、他の物件と比較したうえで最も経済合理性が高いため。 (契約事務取扱規程第22条第1号に該当) | — | 非公表 | — | — | — | — | — |
| 室内清掃契約(横浜) | 理事長代理 勝又 正秀 神奈川県横浜市 西区高島1-1-2 | H27.4.1 (継続) | 三井不動産ファシリティーズ株式会社 東京都中央区勝どき3-13-1 | 随意契約(特命随意契約) ビル指定業者であるため。 (契約事務取扱規程第22条第1号に該当) | — | 2,613,600 円 | — | — | — | — | — |
| 御堂筋本町ビル貸室賃貸借契約 | 理事長代理 勝又 正秀 神奈川県横浜市 西区高島1-1-2 | H17.5.18 (継続) | 清和総合建物株式会社 東京都港区芝大門1-1-23 | 随意契約(特命随意契約) 必要面積、費用(賃料、移転料等)、設備、利便性等に関し、他の物件と比較したうえで最も経済合理性が高いため。 (契約事務取扱規程第22条第1号に該当) | — | 24,700,000 円 | — | — | — | — | — |
| 官報掲載取次業務単価契約 | 理事長代理 勝又 正秀 神奈川県横浜市 西区高島1-1-2 | R5.4.1 | 株式会社横浜日経社 神奈川県横浜市中区相生町4-74 | 随意契約(特命随意契約) 官報公告に係る掲載料は、独立行政法人国立印刷局官報公告等掲載約款第4条により定められており、競争の余地は存在しないため。 (契約事務取扱規程第22条第1号に該当) | — | 3,550,000 円 | — | — | — | — | — |
| QUICK Workstation情報受信料 | 理事長代理 勝又 正秀 神奈川県横浜市 西区高島1-1-2 | R5.4.1 | 株式会社QUICK 東京都中央区日本橋室町2-1-1 | 随意契約(特命随意契約) 非公募債のデータ等、当機構が資金調達事務に必要とするサービスを提供できる者が他にいないため。 (契約事務取扱規程第22条第1号に該当) | — | 1,386,000 円 | — | — | — | — | — |
| 電話料 | 理事長代理 勝又 正秀 神奈川県横浜市 西区高島1-1-2 | R5.4.1 | 東日本電信電話株式会社 | 随意契約(特命随意契約) 災害発生時等の緊急時における仕様を含め、当機構が求める要件を満たしている者は他にいないため。 (契約事務取扱規程第22条第1号に該当) | — | 1,200,000 円 | — | — | — | — | — |
| 第二GSOC基本サービス | 理事長代理 勝又 正秀 神奈川県横浜市 西区高島1-1-2 | R5.4.1 | 独立行政法人情報処理推進機構 | 随意契約(特命随意契約) 本不正通信監視サービスの契約相手先として、内閣官房セキュリティセンター(NISC)から左記機構が指定されているため。 (契約事務取扱規程第22条第6号に該当) | — | 2,649,698 円 | — | — | — | — | — |

公共調達の適正化について(平成18年8月25日財計第2017号)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

【令和5年度分】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約職等の氏名及びその所属する組織等の所在地 | 契約締結日 | 契約相手方の氏名及び住所 | 随意契約理由 | 予定価格(税込み) | 契約金額(税込み) | 落札率 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--------------------------------|--|----------------|--|---|---------------------------------|--------------|-------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | 応札・応募者数 | |
| 勤怠管理システム保守運用業務 | 理事長代理 勝又 正秀 神奈川県横浜市 西区高島1-1-2 | R5.4.1 (継続) | アマノ株式会社 横浜市港北区新横浜1-9-5 | 当該業務をアマノ様以外に委託する場合、他の勤怠管理システムのパッケージに合ったプログラムの構築を行う必要が生じ、作業費用が発生することから、想定されることから、引き続き、同社と随意契約を締結する。 (契約事務取扱規程第22条第3号イに該当) | — | 1,020,000 円 | — | — | — | — | — |
| 高速道路のSA・PAにおける進化・改良に関する検討業務 | 理事長代理 勝又 正秀 神奈川県横浜市 西区高島1-1-3 | R5.6.2 | 一般財団法人道路新産業開発機構 東京都文京区関口1丁目23番6号 | 随意契約(企画競争) 企画提案書において総合的に優れた提案を行った業者であることから、同社と随意契約を締結するもの。 (契約事務取扱規程第22条第1号に該当) | 27,016,000 | 26,994,000 円 | 99.9% | — | — | — | — |
| 特殊車両通行許可情報等情報授受システム保守業務(令和5年度) | 理事長代理 勝又 正秀 神奈川県横浜市 西区高島1-1-2 | R5.7.31 | 株式会社建設技術研究所 東京都中央区日本橋浜町3-21-1 | 随意契約(特命随意契約) 本システムは、国特車システムとの情報連携を行いながら各種業務を行うものであり、その改修等を行うにあたっては、国特車システムのデータ運用状況等を把握し得る業者に実施させる必要があるため。 ※当該業者については、事前に国(関東地方整備局)から対象業者としての通知を受けている。 (契約事務取扱規程第22条第1号に該当) | 12,298,000 | 11,990,000 円 | 97.5% | — | — | — | — |
| 宿舍借上げ等に伴う賃貸借契約 | 理事長代理 勝又 正秀 神奈川県横浜市 西区高島1-1-2 | R5.9.26 | 株式会社FJネクスト 東京都新宿区西新宿6丁目5-1 | 随意契約(特命随意契約) 規模、費用、通勤時間、災害・事故時に備えた通勤経路の確保等に関し、他の物件と比較したうえで、当機構が求める要件を満たしているため。 (契約事務取扱規程第22条第1号に該当) | — | 2,496,000 円 | — | — | — | — | — |
| 令和5年度における会計監査業務 | 理事長代理 勝又 正秀 神奈川県横浜市 西区高島1-1-2 | R5.9.29 | 有限責任監査法人トーマツ 東京都千代田区丸の内3-2-3 | 随意契約(特命随意契約) 独立行政法人の会計監査人は独立行政法人通則法第40条において、主務大臣が選任することとされており、有限責任監査法人トーマツは、国土交通大臣から「会計監査人の選任について(通知)(令和4年7月11日付け国道高管第25号)」により、令和4(第18期)事業年度における当機構の会計監査人として選任されたため、契約の相手方とするもの。 (契約事務取扱規程第22条第1号に該当) | 非公表 (他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため) | 19,800,000 円 | — | — | — | — | — |
| 特殊車両通行許可等業務支援システム保守業務(令和5年度) | 理事長代理 勝又 正秀 神奈川県横浜市 西区高島1-1-2 | R5.9.29 | 株式会社建設技術研究所 東京都中央区日本橋浜町3-21-1 | 随意契約(確認公募) 本業務のシステム運用にあたり、特殊車両通行許可制度等の専門知識が不可欠であり、かつ、国システムと連携して機能する仕様のため、制度及び国システムを熟知していることが必須であることから、随意契約を締結するもの。 (契約事務取扱規程第22条第1号に該当) ※契約事務取扱規程第22条の2により、参加者の有無を確認するための公募手続きを実施。 | 41,602,000 円 | 41,030,000 円 | 98.6% | — | — | — | — |
| 令和5年度 総務業務における労働者派遣契約 | 理事長代理 甲川 壽浩 神奈川県横浜市 西区高島1-1-2 | R5.12.28 | 株式会社リプライム 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4丁目101 鯉平氷川ビル3階 | 随意契約(複数者見積) 本業務は、毎年、年末から年度末にかけて、役員の日程調整や職員の人事異動に関する手続きが多く発生し、更に業務量が増えることが見込まれるなか、課員が1名欠員となることにより、各課員の業務量が増大し、本来業務が滞ること、ひいては、総務全体業務に甚大な影響が出ることは不可避である。そのため、新たに臨時職員が採用されるまでの間、出来る限り早く人員を確保する必要があり、緊急を要するもの。 (契約事務取扱規程第22条第2号に該当) ※契約事務取扱規程第24条により、見積相手方を複数者選定する。 | 1,086,932 円 | 717,311 円 | 66.0% | — | — | — | — |

公共調達に適正化について(平成18年8月25日財計第2017号)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

【令和5年度分】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約職等の氏名及びその所属する組織等の所在地 | 契約締結日 | 契約相手方の氏名及び住所 | 随意契約理由 | 予定価格(税込み) | 契約金額(税込み) | 落札率 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|----------------------|--|---------|---|--|-------------|-------------|--------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | 応札・応募者数 | |
| 借入金管理システム保守業務(令和6年度) | 理事長代理 甲川 壽浩 神奈川県横浜市 西区高島1-1-2 | R6.3.25 | みずほリサーチ&テクノロジーズ 株式会社 東京都文京区白山5-16-6 | 随意契約(特命随意契約) 現在導入している借入金管理システムは、パッケージシステムをベースに、機構の業務に即すようカスタマイズを加え、更新を行ったシステムである。そのため、当該システムの標準機能部分の著作権が当該業者に帰属しており、他の業者では保守業務を行えないため。 (契約事務取扱規程第22条第1号に該当) ※第22条の2 第1号イに該当するため、参加者の有無を確認するための公募手続きは省略。 | 3,165,250 円 | 3,165,250 円 | 100.0% | — | — | — | — |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。